「第２次嬉野市総合計画後期基本計画印刷業務」

プロポーザル実施要領

　本実施要領は、第２次嬉野市総合計画後期基本計画印刷業務(以下「本業務」という)を委託する事業者を選定するための企画提案(以下「本企画提案」という)について、参加事業者が仕様等を十分理解し、的確に履行できる技術力を有するかを審査することを目的として、必要な事項を定めたものである。

１　業務概要

　(1)　業務の目的

　　　市の総合計画に関する情報を市民を始めとする市役所外の方へ知らせるとともに、総合計画への関心をもってもらうのは勿論のこと、興味を持って読んでいただけるよう見やすい計画書づくりを行うことを目的とする。

　　　特に市民・地域・企業・行政等の役割を理解しやすいかたちの計画書づくりを行うことを目的とする。

　(2)　業務内容

　　　別紙「第２次嬉野市総合計画後期基本計画印刷業務仕様書」(以下「仕様書」という)のとおり

　(3)　履行期間

　　　契約の日から～令和4年12月28日

　(4)　委託予定上限額(消費税及び地方消費税含む)

　　　2,000,000円

2　参加資格

(1)　本事業を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。

(2) 過去10年以内に自治体広報紙、計画書等の制作の実績があること。

(3) 令和4年度一般競争(指名競争)参加資格審査申請(以下「参加資格審査申請」という。)が登録されてい

ること。なお、参加資格審査申請が提出されていない場合は、参加申込書提出前までに手続きが完了し

ていること。

ただし、次の各項に掲げる者は、参加事業者又は、参加事業者の構成員となることはできません。

(1)　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

　(2) 会社更生法(昭和27年法律第172号)により、更生手続き開始の申し立てをしている者

　(3)　民事再生法(平成11年法律第225号)により、再生手続き開始の申し立てをしている者

　(4)　本市から指名停止を受けている期間中の者

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号、第６号及び

嬉野市暴力団排除条例（平成２４年嬉野市条例第２号）第２条第４号の規定に該当する者でないこと。

3　実施スケジュール

　(1)　　第２次嬉野市総合計画後期基本計画印刷業務プロポーザル参加申込書【様式1】(以下「参加申込書」という)申込締切

　　　 令和4年7月22日（金）　午後5時

　(2)　仕様書等に関する質問表【様式2】提出期限

　　　 令和4年7月12日（火）　午後5時

　(3)　上記(2)に対する回答日等

　　　 令和4年7月15日(金)に、プロポーザル参加者全員へ電子メールにて回答する。

 (4)　提案書提出期限

　　　　　令和4年8月22日(月)

　　　　　（結果通知日：令和4年9月2日(金)）

　(6)　参加申込書について

　　　①　申込書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行なうことがある。

　　　②　申込書等の提出は、持参または郵便などによる。郵便などによる提出は、一般書留郵便、簡易書留

郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。

　(7)　仕様書等について

　　　①　仕様書等に関する質問がある場合は、上記「3(2) 仕様書等に関する質問表提出期限」までに、書面

により提出すること。

　(8)　参加者の負担について

　　　 申込書等及び提案書等の作成及び提出に関する費用は参加者の負担とする。

(9)　提案書について

　　①　提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行なうことがある。

　　②　提出された提案書等は、返却しない。

　　③　提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

　　　　ただし、次の場合には、使用することがある。

　　　ア.　嬉野市情報公開条例に基づき公開する場合

4　契約事項

(1)　契約事項に関する規則

　　 嬉野市財務規則に基づく。

 (2)　契約保証金

　　 嬉野市財務規則第107条に基づき、実績により判断する。

5　添付書類

 (1)　仕様書

　(2)　「第２次嬉野市総合計画後期基本計画印刷業務」企画提案書作成要領

　(3)　第２次嬉野市総合計画後期基本計画印刷業務プロポーザル参加申込書【様式1】

　(4)　仕様書等に関する質問表【様式2】

　(5)　辞退届【様式3】